

令和 7 年 1 月 2 4 日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

川井地区国有林材生産協同組合
岩手県宮古市川井第 5 地割 96 番地 11

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 3 月 23 日まで（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

川井地区国有林材生産協同組合は、三陸北部森林管理署長と令和 5 年 5 月 11 日に請負契約を締結した造林事業請負（森林環境保全整備事業 保育間伐（活用型））において、令和 5 年 11 月 27 日に死亡災害を発生させ、令和 6 年 3 月 13 日付けで宮古労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁宮古支部に書類送検された。その後、令和 6 年 12 月 25 日付けで宮古区検察庁からの起訴状のとおり、令和 7 年 1 月 7 日付けで宮古簡易裁判所より略式命令の告知を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 1 の当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）第 7 号に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 部局発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通 5 - 9 - 16
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070